

令和4年8月25日

大阪社会保障推進協議会 会長 安達 克郎 様

大 阪 市 福 祉 局 長  
〔 担当：総務課（土井・酒井） 〕  
〔 電話：06-6208-9912 〕

「要望書」に対する回答について（回答）

平素は何かと大阪市政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和4年6月30日にいただきました「要望書」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

今後とも本市福祉行政にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	1. ①
項目	自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に市民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和4年3月に策定した「市政改革プラン 3.1」のもと、必要な市民サービスは維持しつつ、スリムで効果的な業務執行体制の構築に努めており、他都市より多い状況にある技能労務職員については、「民でできることは民で」という考え方のもと、退職不補充を前提に委託化、効率化を図っております。</p> <p>なお、技能労務職員以外は、削減することとしておりません。</p> <p>また、複雑化・多様化する行政需要への柔軟な対応などを図るため、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、特定の学識・経験を要し常時勤務を必要としない業務、臨時の業務等については、任期付職員や会計年度任用職員、臨時的任用職員等の活用を図っております。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

番号	1. ②
項目	<p>大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、「特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）」において、課長級以上の女性職員の割合 20%、係長級以上の女性職員の割合 30%（市長部局の事務系職員における割合）を令和 7 年度末までの数値目標として設定しており、令和 3 年度時点では、課長級以上の女性職員の割合 18.9%、係長級以上の女性職員の割合 28.1%となっております。</p> <p>また、「特定事業主行動計画（仕事と生活の両立支援プラン）」において、女性の活躍の場を広げるとともに、女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境整備のため、以下の取組を行うこととしております。</p> <p>(女性職員の活躍推進に向けた主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールモデルとなる女性管理職との交流等を通して、自身のキャリア形成を考えるきっかけとしてもらうためのセミナーや、女性職員向けのキャリアデザイン研修などを実施する。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの意義と重要性の理解促進のための科目を管理職向け階層別研修において実施する。</li> <li>・部下へのキャリア支援のための科目を階層別研修において実施する。</li> <li>・職員人材開発センターが実施している、キャリア相談制度（職員のキャリア形成（能力開発等）に係る相談等）について、職員に対して一層の周知を図る。</li> <li>・ロールモデルとなる女性職員の活躍事例などを積極的に情報発信する。</li> <li>・女性が能力を十分発揮し活躍するためには、充実した仕事の体験やチャレンジした経験を積み重ねることが非常に重要であるため、子育て中の職員であっても、職員とのヒアリングなどをもとに、可能な範囲でそのような経験を積み重ねることができるような人事異動、人事配置を実施する。</li> </ul> <p>本市といたしましては、今後も引き続き上記の取組を実施し、目標達成に向けて女性管理職の登用促進に取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
担当	総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7512

番号	2. ①
項目	<p><u>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>DVについては、被害者への支援のため、各区役所及び大阪市配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」)において相談業務を行っております。</p> <p>センターにおいては、専門相談員による電話相談に加え、24時間いつでも送信可能なメールによる相談を行っております。</p> <p>また、大阪府女性相談センターでは、24時間365日相談に対応していることから、上記相談窓口とあわせて、HPやSNS等を活用し、相談窓口の広報周知にも努めているところです。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>

番号	2. ①
項目	<p><u>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>これまでも、年末年始や長期の連休中については、臨時の電話窓口を設置し、生活のお困りごとに関する相談を受け付けております。</p> <p>また、窓口の開設時間（平日の午前9時から午後5時30分まで）外にも、メールによる相談受付を行い、順次対応するとともに、相談状況に応じて必要な場合においては、夜間や休日に個別対応を行うなど相談者に寄り添った対応を行っております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959

番号	2. ①
項目	<u>コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症による発熱や倦怠感等症状のある方への電話相談を「大阪市新型コロナ受診相談センター」において全日 24 時間受け付け対応しております。</p> <p>さらに、一般的な相談についても、令和 4 年 5 月より「大阪市新型コロナウイルス感染症一般相談センター」を設置し対応するとともに、各区保健福祉センターにおいても相談窓口を設けて対応しております。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	2. ①
項目	コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV相談等窓口対応ができるようにすること。
	(回答) 過去の長期閉庁時においては、相談窓口を設置し、生活のお困りごとに関する相談を受けましたが、今後も対応を検討してまいります。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8014

番号	2. ②
項目	各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、国通知に基づき、緊急小口資金等の特例貸付が終了した世帯等に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給しています。</p> <p>支給に際しては、多人数世帯に対してきめ細やかな支援を行うため、本市独自制度として一定の加算を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959



番号	2. ③
項目	生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、コロナ禍の影響が長期化していることに加え、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰により、さらなる影響を受けている市民生活を支援するため、本市と契約があるお客さまを対象に、令和4年8月検針分から10月検針分までの水道料金の基本料金及び下水道使用料の基本額の減額を行います。</p>	
担当	水道局 総務部 お客さまサービス課 営業企画担当 電話：06-6616-5473 建設局 総務部 経理課 下水道使用料担当 電話：06-6615-7545

番号	3. ①	
項目	子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。	
<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、こども・子育て支援計画やひとり親家庭等自立支援計画等の策定にあたり、子育て支援に関するニーズや生活状況、就労状況等の調査を行っております。</p> <p>次年度につきましては、当該調査の時期でもあり、いただきましたご意見につきましてはご参考とさせていただきます。</p>		
担当	こども青少年局 企画部 企画課 (企画)	電話番号：06-6208-8337

番号	3. ②
項目	<p>子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、対象者の方が医療機関を受診した際、保険診療が適用された医療費の自己負担部分の一部を助成しています。</p> <p>一部自己負担額の撤廃につきましては、大阪府の制度が給付の仕組みそのものに関わるものであること、また、本市の厳しい財政状況から、困難であると考えます。</p> <p>所得要件につきましては、平成 23 年 11 月診療分から、入院・通院とも 0 歳から 2 歳（3 歳に到達する日の属する月の末日まで）の所得制限を撤廃し、平成 27 年 11 月診療分からは、入・通院とも 3 歳から 12 歳（小学校修了）までの所得制限をなくすとともに、13 歳（中学校就学）から 18 歳（高校修了）までの所得制限を児童手当の基準と同額まで緩和しております。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課（医療助成グループ）電話：06-6208-7971</p>

番号	3. ②
項目	<p>子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。<u>医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。</u></p>
<p>(下線部について給付グループ回答)</p> <p>入院時の食事療養にかかる費用につきましては、入院している方と在宅等で治療されている方との負担の公平化を図るため、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、自己負担額である食事療養標準負担額（平均的な家計における食事の状況を勘案して定める額）を控除した額とすることが定められています。</p> <p>また、食事療養標準負担額は、低所得者の方々に十分配慮したうえで、所得に応じて段階的に減額された負担額が定められている制度となっています。</p> <p>(下線部について医療助成グループ回答)</p> <p>入院時の食事療養にかかる自己負担額（標準負担額）につきましては、本市では重度の身体・知的障がいのある方で公的医療保険から食事療養標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方及びひとり親家庭医療費助成制度の対象者に対し、助成を実施していますが、近年の厳しい財政状況から本市が単独でこれ以上の水準とすることは困難であると考えています。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967</p> <p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971</p>

番号	3. ③
項目	各市町村独自に地域で活動する NPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。
<p>(回答)</p> <p>子ども食堂等のこどもの居場所（以下、「子ども食堂等」といいます。）については、民間の活動団体などにより自発的・自主的に取り組まれている事業であり、活動団体が主体的に活動場所を確保し、またフードバンクなど調達先を確保し、運営されております。</p> <p>子ども食堂等は、食事提供の場としてだけではなく、食事を通したコミュニケーションの場としても機能しており、こどものみを対象としたものや、その保護者も対象としたもの、地域住民全般を対象としたものもあるなど、対象者や活動内容も様々です。</p> <p>そうした活動団体などの主体性を大切にしながら、社会全体で支援し、地域でこどもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、平成 30 年度より大阪市社会福祉協議会を事務局とする「こども支援ネットワーク」を構築しました。</p> <p>事務局において子ども食堂等のニーズを把握し、支援を希望する企業とマッチングすることにより、ジュース、レトルト食品、缶詰、お菓子など、様々な物資を子ども食堂等へ届けてきたところです。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、子ども食堂等への参加者に食事や、食事を通したコミュニケーションの場が提供されるよう、「こども支援ネットワーク」を通じて、多くの企業等からの支援がしっかりと子ども食堂等に届けられるよう取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課（こどもの貧困対策推進グループ） 電話：06-6208-8153

番号	3. ③
項目	<p>各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまた社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市環境局では、食品ロスの削減を目的として、ご家庭で余った未開封で、賞味期限が一定期間以上あり、常温保存できる食品を回収して、福祉団体等へ無償譲渡する「フードドライブ」の取組を推進しており、本市と「フードドライブ回収事業にかかる協定」を締結した事業者の店舗において、食品の回収が行われているほか、当局においても、一部の区役所やイベント等で食品の回収を行っています。</p> <p>また、回収された食品は、本市と「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結した事業者や社会福祉協議会を通じて、大阪市内にある福祉団体等へ無償で譲渡されています。</p>	
担当	環境局 事業部 家庭ごみ減量課 電話：06-6630-3259

番号	3. ④
項目	<p><u>小中学校の給食を事項式で実施し完全給食都市給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子供たちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。</u>  <u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市の学校給食については、給食調理設備を有する学校で調理した給食を他の学校に搬送する親子方式と自校調理方式を合わせた「学校調理方式」により提供しております。今後も引き続き、適切な業務管理に留意しつつ、本市の担うべき責任を遂行しながら、「安全・安心でおいしい給食」の提供が効果的・効率的に実施できるよう進めてまいります。</p> <p>給食費については、令和4年度は無償化措置を実施しています。また、令和5年度以降の学校給食費無償化のあり方については、教育の一環として給食が果たす役割や財政状況など、さまざまな観点から検討を進めてまいります。</p> <p>休校中・長期休暇中の給食については、学校給食実施基準第二条に「学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。」と規定されていることから提供しておりません。教育行政における「コロナ禍のもとでの住民生活を支えるため」の施策として、授業日以外に給食を提供することは困難です。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-9143</p>

番号	3. ④
項目	<p>小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。  <u>保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>3歳児以上の給食費につきましては、令和元年9月までは米やパンなどの主食費は実費徴収、おかずの副食費は保育料に含まれる形で負担していただいておりますが、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、副食費についても主食費と同様に実費相当額をご負担いただくよう負担方法が変更となりました。</p> <p>また、0歳児から2歳児の給食費につきましては、従来から保育料に含まれる形で利用者に負担していただいております、国の幼児教育・保育の無償化の開始後も変更はございません。</p> <p>なお、義務教育である小中学校と異なり、就学前の児童は保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、認可外保育施設など、多種多様な施設を利用しており、給食の提供状況も各施設で異なります。また、昼食にかかる費用は、在宅で子育てされている場合もあり、そのような場合でも保護者が負担していることから、公平性の観点から本市における対応は困難な状況です。</p>	
担当	<p>こども青少年局 保育施策部 保育企画課</p> <p style="text-align: right;">電話： 06-6208-8281</p>



番号	3. ⑤
項目	<p>児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>厚生労働省からの通知に基づき、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時において必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分な配慮をするよう周知を行っておりますが、適正な支給を行うため、プライバシーに立ち入らざるを得ない場合があります。個人情報の保護は厳守しておりますので、質問や調査へのご理解ご協力をお願いします。</p> <p>また、児童扶養手当の認定にかかる請求手続き及び認定方法につきましては、児童扶養手当法、同施行令等に定められております。</p> <p>したがいまして、各手続きにつきましては、法令に基づいて必要な書類の提出をお願いしているところです。</p>	
担当	<p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8344</p>

番号	3. ⑥
項目	<p>学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>学校保健安全法に基づき、学校が毎年実施している健康診断の結果を把握し、児童・生徒及びその保護者に対し、定期健康診断の結果を通知するとともに、歯みがきや食生活などの生活習慣についても詳しくお知らせすることで家庭への啓発を図り、予防に努めています。</p> <p>そのうち、治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示する「歯・口の健康診断結果のお知らせと受診のおすすめ」を発行し、受診後、各医療機関が発行した受診証明書について、保護者から学校に提出していただきます。</p> <p>未提出の児童・生徒については、学校において受診の有無を確認し、引き続き保護者に受診を促しております。</p> <p>なお、毎年度教育委員会から、校園長あてに保護者へ受診勧奨するよう通知しています。</p> <p>また、各学校園に受診率や未受診の理由の調査を行い、事後措置の様子を把握しています。</p> <p>未受診者等については、スクリーニングシートで把握し、必要に応じて校内のスクリーニング会議で検討し、こどもサポートネット等の支援につなげております。</p> <p>学校での昼食後の歯みがき指導については、休み時間が限られていることもあり、各学校の状況に応じて実施しています。</p> <p>また、乳歯と永久歯への混合歯列でむし歯予防の比較的困難な時期の小学校4年生を対象に、フッ化物洗口（フッ化ナトリウム）を行っています。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当</p> <p style="text-align: right;">電話番号：06-6208-9141</p>

番号	3. ⑦	
項目	「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。	
	<p>(回答)</p> <p>本市におきましては、令和3年11月中旬から令和4年1月上旬にかけて大阪市立中学校生徒を対象とした実態調査を行い、7月に調査結果を公表したところです。今後は当該調査結果をもとに、支援策及び、相談支援体制の検討を進める予定としております。</p> <p>なお、令和4年8月からは、支援策の1つとしてヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業を実施しています。同事業では、社会福祉士などの専門職や元当事者が SNS、電話等で相談を受け付けたり、元当事者が参加する集いの場としてオンラインサロンを開催する等により、抱える悩みや負担の軽減を図っていきます。</p>	
担当	こども青少年局 企画部 企画課(企画)	電話番号：06-6208-8337

番号	3. ⑧
項目	<p>子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、経済的理由のため、高等学校等への修学が困難な生徒に対し、「大阪市奨学費」を支給しています。「大阪市奨学費」は、大阪市内に住所を有し、高等学校等に在学する市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）の生徒を対象としています。給付型の奨学金として、当該年度中に入学した第1学年に属する生徒には107,000円以内(年額)、第2学年以上の生徒には72,000円以内(年額)を支給しています。なお、大阪府高等学校等奨学のための給付金の対象者となる方は、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。</p> <p>また、進路選択支援事業として、日本学生支援機構や大阪府育英会の制度をはじめ、奨学金や無利子貸付制度等をまとめた冊子を毎年発行し、市内の中学校等へ配布しています。</p>	
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 電話：06-6115-7641

番号	4. ①
項目	<p>コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。<u>感染経路を科学的につかむために、国や行政による PCR 検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料 PCR 検査の実施など、いつでも簡単に PCR 検査ができるようにすること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などにに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実に PCR 検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に 5 か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターを設置するとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設や通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象に、定期的な PCR 検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しており、いずれも公費負担により実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	4. ②
項目	<p>第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング（慶応大学・濱岡豊教授調査）では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。</p> <p>病床については、大阪府において、府内の受入医療機関に対し、継続的に病床確保を依頼されているほか、本市においても、新型コロナ患者受入病床協力金制度を創設し、確保に努めてきたところです。</p> <p>また、宿泊療養施設についても、大阪府において段階的に確保・拡充がなされており、入院先の調整については、大阪府入院フォローアップセンターと連携しそれぞれの病状や状況を踏まえて調整し、宿泊療養先の手配については、大阪府が構築した療養者情報システムにより宿泊施設等を調整しております。</p> <p>さらに、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の患者を専門に治療するコロナ専門病院、重症病床専用施設（大阪コロナ重症センター）を設置し運用を開始しております。</p> <p>本市保健所の新型コロナウイルス感染症対策の人員体制につきましては、感染者の増加と検査需要の増大に伴い、令和2年5月に新型コロナウイルス感染症対策の専任グループを発足させて以降も、感染状況に合わせ、段階的に体制を強化してまいりました。</p> <p>また、第6波で生じた様々な課題に対し、これまでの枠を超えた外注範囲の見直し、執務スペースの大幅拡充、ICTツール等による業務の効率化を柱として取組み、1日1万人の陽性者を想定した体制を構築したところです。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、病床の確保等医療体制の拡充及び保健所体制の整備に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 大阪市保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739

番号	5. ①②
項目	<p>① コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。<u>こどもの均等割は無料とすること。</u></p> <p>② 多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、<b>2024 年度の完全統一を延期</b>するよう大阪府に意見を上げること。</p>
<p>(管理グループ回答)</p> <p>国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹として極めて重要な役割を果たしておりますが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えております。加えて、高齢化の進展や社会情勢の変化に伴い、一市町村で長期に安定した運営を行うことは困難であり、このままでは国民皆保険の維持すら難しい状況となっております。</p> <p>このような中で、平成 27 年 5 月 29 日公布の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」において、国保の財政基盤の強化を図るとともに、平成 30 年度から国保財政運営の都道府県単位化が実施されました。</p> <p>都道府県単位化にあたり、大阪府においては、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても府の方針に沿った対応を行っており、具体的には、府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和 5 年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしています。</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、単年度的な増要素を大阪市国民健康保険事業費納付金等準備基金により抑制（約 11 億円）したうえで、令和 3 年度に引き続き、激変緩和措置（約 9 億円）を講じるなど、令和 4 年度当初予算では、約 338 億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p>	

(下線部について保険グループ回答)

子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入とそれに伴う財政支援につきまして、令和4年度より未就学の子どもの均等割保険料の5割が公費により軽減されましたが、子育て世帯の負担軽減を図るためには、未就学の子どものみならず、さらなる軽減措置の拡充が必要であることから、国に対し要望を行っているところです。

加えて、大阪府に対しましても、軽減措置の拡充について、国へ働きかけるよう要望を行っております。

担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961
	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保険グループ) 電話：06-6208-7964



番号	5. ③
項目	<p>国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>
<p>(給付グループ回答)</p> <p>国民健康保険における傷病手当金制度は、国の新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応策に基づく、緊急的・特例的な措置となっており、保険者に財政的な負担が生じないよう全額国からの財政支援により実施されています。</p> <p>本制度の対象者は、国民健康保険にご加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに、療養のため就労することができず給与を受けられない場合に支給することとしております。自営業者やフリーランスへの適用拡大については、今後の国の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、傷病手当金制度及び一部負担金減免制度については、区役所等にビラを配架するとともに大阪市ホームページへの掲載を行っております。また、申請に際しては、郵送での申請を可能としております。</p> <p>(保険グループ回答)</p> <p>国から示された基準に基づき、令和4年度においても、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡等された世帯又は事業収入等が10分の3以上減少した世帯に対して、国民健康保険料の減免を実施しています。</p> <p>また、保険料の全額負担が困難な世帯については、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し減免制度を実施しています。</p> <p>減免制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、減免申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。また、6月の国民健康保険料決定通知書送付時に制度案内のビラを同封しております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、区役所における来庁者の集中を避ける処置として、窓口相談対応を極力控えることとし、電話による相談・郵送による受付や要望に応じて申請書を送付するなど柔軟に対応を行っているところです。</p>	

(収納グループ回答)

保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃から丁寧な対応を行っております。

また、納付義務者等から保険料の納付が困難である旨の申出があった場合については、納付義務者等の置かれた状況に十分配慮し、徴収猶予についても適切に対応することとしています。

徴収猶予制度につきましては、本市ホームページにて周知を行っており、徴収猶予申請書もホームページからダウンロードすることが可能です。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話等によるお問い合わせ、郵送による申請にご協力いただいております。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話 : 06-6208-7967
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話 : 06-6208-7964
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (収納グループ)	電話 : 06-6208-9872

番号	6. ①
項目	<p><u>特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市の特定健康診査の受診率は令和2年度実績で20.6%となっており、政令市20市中18位、大阪府下市町村43市町村中42位と平均よりも下回っている状況です。</p> <p>これまでも受診率の向上に向けて、電話勧奨やAIを用いた受診勧奨通知の発送など、様々な方策を実施しているところですが、その効果についての分析や評価を行い、より効果的な受診勧奨となるよう検討を進めてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課 (保健事業グループ) 電話：06-6208-9876

番号	6. ①
項目	<p>特定健診・がん検診については、<u>全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>令和2年度地域保健・健康増進事業報告におけるがん検診の実施状況では、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）のいずれも、大阪市は全国平均より低い受診率となっております。</p> <p>がん検診の受診率向上に向けては、より効果的な周知・啓発を行うため、本市のがん検診受診要件を備える国民健康保険加入者に対し、担当部署と連携し次の取り組みを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の年齢の国民健康保険加入者に対し、5がん（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん）検診の個別受診勧奨を実施しております。</li> <li>・子宮頸がんの罹患率が高まる若年層の女性の国民健康保険加入者に対し、子宮頸がん検診の個別受診勧奨を実施しております。</li> </ul> <p>また、近年未受診者（過去にがん検診の受診歴があるが、近年受診歴のない市民）に対する個別受診勧奨も実施しております。</p> <p>今後も、これまでの取り組みによる効果の検証を行い、より効果的な周知・啓発を行うなど、更なる受診率の向上に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	6. ②
項目	<p><u>歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科検診、妊婦を対象にした歯科検診を実施すること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市では、平成30年4月に「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行、また、令和2年3月に「大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン」を策定しております。</p> <p>歯周病検診は、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として、国の健康増進事業実施要領に基づき市町村は40、50、60及び70歳の住民を対象として歯周病検診を実施するよう努めることとされており、本市においては、さらに45、55、65歳の住民も対象として実施しております。</p> <p>また、歯周病検診の受診者負担金は500円としておりますが、生活保護世帯の方、市民税非課税世帯の方については、無料で受診いただいております。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9961

番号	6. ②
項目	<p>歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、<u>妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>妊婦を対象にした歯科健診について、本市におきましては、各区保健福祉センターにて、歯科医師等による歯科健康診査及び歯科保健指導を行っております。</p> <p>引き続き、妊婦の口腔内環境の悪化の防止及び歯周疾患の早期発見により心身の安定に努め、健全な出産については妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に努めてまいります。</p>	
担当	<p>こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ） 電話：06-6208-9966</p>

番号	6. ②
項目	<p>歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科検診は、18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・<u>障害者ら</u>を対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診<u>を実施すること。</u></p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>本市においては、訪問歯科は実施しておりませんが、一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方が容易に受診できるよう、大阪府と共同で、障がい児・者歯科診療事業を実施しており、こうした方々の受診機会を保障するため、本事業や医療機関の情報提供の充実に努めているところです。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

番号	7. ①	
項目	<p>高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引き下げを行うこと。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合は法令により定められています。保険料を引き下げるための一般会計の繰り入れについては、被保険者以外の方への負担の転嫁に繋がるとともに、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと考えており、国においても同様の見解が示されています。</p> <p>また、国に対しては、介護保険制度の円滑な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、十分な財政措置を講じることや、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなどにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財源措置を講じること等を引き続き要望してまいります。</p> <p>本市では、令和3年度からの第8期保険料について、介護サービス利用者数の増加などによる介護給付費の増加や国の介護報酬改定などの影響により上昇することから、介護給付費準備基金の取り崩しや保険料段階の変更を行うなど、保険料必要額の縮減を図っております。</p> <p>今後、第8期計画期間中に準備基金の積み立てが残っている場合には、第9期計画期間において必要な額を取り崩し、保険料引き下げに活用してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢施策部 介護保険課 (管理グループ)	電話：06-6208-8028



番号	7. ②
項目	非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支えあうために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用にかかる公費負担と保険料負担の割合が法令により定められております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の増額改定の影響により、基準となる月額保険料を8,094円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	7. ③
項目	<p>介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険サービスの利用者負担は、本人の所得金額等に応じた負担割合により利用料を負担していただいておりますが、利用者負担が高額となる場合は、高額介護サービス費の支給により利用者負担の軽減を図っております。</p> <p>また、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスについて、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>なお、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用した際、食費・居住費の負担軽減を目的に特定入所者介護（介護予防）サービス費を補足給付として支給しておりますが、2021年8月から介護保険料の所得段階との整合性や能力に応じた負担とする観点から、軽減対象者の審査内容の変更や補足給付額の見直しが行われました。</p> <p>低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	7. ④イ、
項目	<p>利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>総合事業の訪問型サービスについては、総合事業移行前（平成 29 年 3 月 31 日以前）に既にサービス利用している要支援者及び認知機能・コミュニケーション課題のある方、身体介護の提供が必要な方など専門的なサービスを必要とする方については、引き続き従来の介護予防訪問介護に相当する介護予防型訪問サービスを利用することが可能です。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、介護予防及び生活支援を目的として、適切なアセスメントにより利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解した上で、目標の達成に取り組むよう促すとともに、利用者の個々の状態に応じた多様なサービスを適切に利用することについて検討し、ケアプランを作成することが重要です。ケアマネジャーの専門性がこれまで以上に重要になると考えられたことから、本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用いただいています。</p> <p>通所型サービスについては、全ての要支援者が従来の介護予防通所介護に相当する介護予防型通所サービスを利用することが可能です。</p> <p>また、新規・更新者ともに、サービス利用にあたっては、要介護（要支援）認定申請又は基本チェックリストの実施のいずれかを利用者が選択することができます。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	7. ④ロ、
項目	<p>「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修修了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、訪問型サービスも含めた総合事業のサービス単価を国のガイドラインに基づき、国が定める基準額やサービス内容、提供時間、基準等を踏まえ定めております。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059</p>

番号	7. ⑤イ、
項目	<p>「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと</p>
<p>(回答)</p> <p>全事業所に対し、介護保険事業者等集団指導において「一定回数以上となったことをもって、利用制限を行うものではありません。また、ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの変更を強制することはできません。」と資料に掲載し説明済みです。</p>	
担当	福祉局 高齢施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	7. ⑤ロ、
項目	<p>いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、生活課題の解決や状態の改善を導くことで、高齢者が有する能力に応じて住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、ケアマネージャーによる自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを支援する「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を実施しています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-8060

番号	7. ⑥	
項目	<p>保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法の一部が改正され、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関して、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項について、市町村の介護保険事業計画の記載事項に追加することが必要になりました。</p> <p>本市におきましては、こうした法令や国から示された「評価指標」の項目は、本市の高齢者施策や介護保険事業を推進する上で重要なものであると考えておりますが、この「評価指標」の目標への達成を重視するあまり、介護サービス等を必要とする利用者の要介護認定の抑制やサービス利用を阻害することのないよう取り組んでまいります。</p>		
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）	電話：06-6208-8028

番号	7. ⑦
項目	<p>高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などに呼びかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策を各自自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、市政だより等を通じて熱中症予防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施している高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。</p> <p>加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなどの取り組みの強化を行い、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、きめ細やかな対応をお願いしております。</p> <p>今後とも、気象状況にも十分留意しながら、広報紙活用など熱中症予防の啓発に努め、市民に幅広く注意喚起を行ってまいります。</p>
担当	<p>健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951</p> <p>福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（企画グループ） 電話：06-6208-8026</p>



番号	7. ⑦
項目	<p>高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て非難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や<u>生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</u></p>
<p>（下線部について回答）</p> <p>平成 30 年 7 月より、保護開始時や長期入院入所からの退院退所時等に、被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、クーラー等の冷房器具を持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、クーラー購入費及びクーラー設置の費用が生活保護費より支給されることとなりました。</p> <p>また、生活保護受給者の方のうち支給対象とならない方のクーラー購入費及び設置の費用につきましては、相談があれば、大阪府社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付制度（生活必需品購入費）を案内しているところです。</p> <p>なお、電気料金を補助することは困難です。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012

番号	7. ⑧
項目	<p>入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>高齢者施策につきましては、介護や援護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域に住み続けることができるような住まいの確保が必要です。</p> <p>特別養護老人ホームは、制度改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られ、新たに入所する方については原則要介護 3 以上の方となっていますが、要介護 1 又は 2 の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められます。</p> <p>特別養護老人ホームの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）における整備目標については、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が引き続き概ね 1 年以内に入所が可能となるよう要介護認定者数の伸び等を勘案しながら計画的に必要な整備を進めており、令和 5 年度目標の定員数を 14,800 人に設定しております。令和 4 年 7 月現在、大阪市は 167 施設 14,511 人分の特別養護老人ホームが開設されているところです。</p> <p>また認知症高齢者グループホーム等の介護施設につきましても、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、令和 5 年度目標の定員を認知症高齢者グループホームは 5,300 人、特定施設入居者生活介護施設は 10,800 人に設定しております。令和 4 年 7 月現在、認知症高齢者グループホームは 234 施設 4,765 人、特定施設入居者生活介護施設は 159 施設 10,300 人分が開設されているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話 06-6241-6530

番号	7. ⑨	
項目	<p>介護人材の不足を解消するため、市として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>介護報酬の処遇改善加算については、平成 27 年度、平成 29 年度に拡充され、平成 31 年度にも新たな加算区分が創設されており、本市においては、これらの加算取得促進のため令和 2 年度に取得促進事業を実施したところです。</p> <p>また、介護職員のさらなる賃金改善の向上を図るため、収入を 3 % 程度（月額 9,000 円）引き上げる「介護職員等処遇改善支援補助金」が令和 4 年 2 月から、大阪府より対象・申請事業所へ交付されており、令和 4 年 10 月以降は、国が臨時の介護報酬改定を行い、新たな加算を創設することで、同様の措置を継続する方針となっています。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市として指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導 G）	電話：06-6241-6310

番号	7. ⑩
項目	軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。
<p>(回答)</p> <p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>なお、難聴者の補聴器購入に係る当該公的助成については、国における公的助成制度の創設が必要であると考えており、国に対して要望しているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課（地域包括ケアグループ） 電話：06-6208-9995

番号	8. ①②③④⑤
項目	<p>①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。</p> <p>②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p> <p>③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。</p> <p>④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。</p> <p>⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、したがって、要介護認定等の申請を行わない方に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけることとされています。</p> <p>本市におきましては、各区の担当者に対して研修を実施し、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。</p> <p>今後も引き続き、介護保険の対象となった障がい者に対して一律に介護保険サービスを優先させることがないよう、本人の心身の状況等を考慮した支給決定を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245

番号	8. ⑥⑦
項目	<p>⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険へ移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること</p> <p>⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること</p>
<p>(回答)</p> <p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定及び国の通達により介護保険サービスが優先されることとなりますが、介護保険制度に障がい福祉サービスに相当するサービスがあっても、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受け取ることが可能か否かを適切に判断することとされています。</p> <p>そのためにも、利用者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは要介護認定等申請を行っていただいたうえで介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされております。</p> <p>障がい福祉サービス固有と認められるサービスの利用を希望される場合、又は要介護認定等申請を行った結果、非該当となった場合で、引き続き障がい福祉サービスの利用が必要と判断した際は、介護保険へ移行せず障がい福祉サービスの提供を受けられるよう支給決定しております。この場合、本市におきましては、介護保険対象者となる前と同様の基準に基づき支給決定を行っております。</p> <p>国においては介護保険制度への移行に係る基準等が明確化されておらず、介護保険対象者に係る居宅介護の国庫負担基準の設定がないことなどを踏まえ、基準の明確化、国庫負担基準の設定や引上げを国に対して要望しているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8245</p>

番号	8. ⑧
項目	<p>障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、利用者の状態に応じた適切なサービスの選択について、市域全体でサービス決定のプロセスを標準化し、有資格の訪問介護員による介護予防型訪問サービスが必要な状態像を統一することにより、公平性を確保するため、介護予防型訪問サービスの利用対象者の振分の仕組みを設定して実施しています。</p> <p>なお、当該振分の仕組みによると介護予防型訪問サービスの利用対象者に該当しないが、サービス利用対象者の状態像によりケアマネジャーと地域包括支援センターが介護予防型訪問サービスの利用が必要と考えるケースについては、介護予防型訪問サービスを利用いただいています。</p> <p>総合事業の訪問型サービス、通所型サービスのサービス提供を行う職員については、介護福祉士等生活援助サービスに従事するために必要な知識を習得した者としておりますので、適切なサービス提供が行われるものと考えています。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028</p>

番号	8. ⑨
項目	<p>障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>介護保険サービスについては、本人の所得金額等に応じた負担割合で、利用料を負担していただいておりますが、利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により利用者負担の軽減を図り、所得に応じた利用者負担となるよう設定されています。</p> <p>また、社会福祉法人等が提供する介護サービスについて、低所得者の利用者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、国に要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8059</p>



番号	8. ⑨
項目	<p>障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>障がい福祉サービス（自立支援給付）における利用者負担については、国において利用者等の負担能力に応じた負担上限額が設定されておりますが、平成22年4月以降、市民税非課税世帯については利用者負担が無料となりました。</p> <p>利用者負担の軽減措置として、所得水準に応じた段階的な月額負担上限額の設定、補足給付や食費等に対する軽減措置、利用者負担により生活保護を受けることにならないようにするための減免措置等が設けられております。</p> <p>また、平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスの支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険制度移行後に利用した障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担相当額を償還する高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減措置が創設されました。本市では介護保険制度の対象となる方で、当該軽減措置の対象となる可能性のある方に対し、65歳を迎えた翌月に申請の勧奨を行っております。</p>	
担当	<p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8245</p>

番号	8. ⑩
項目	2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪府において、重度障がい者医療費助成を始めとする福祉医療費助成制度に関し、対象者や助成の範囲を改めるとともに、受益と負担の適正化を図るため、2018年4月診療分から制度の変更が行われました。</p> <p>本市の重度障がい者医療費助成制度は、大阪府の補助制度のもと実施していますが、今後、高齢化の進展等により所要額が増加し、財政を圧迫していくことが見込まれることから、持続可能な制度を構築することが必要と考え、府とともに制度の変更を行ったものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、本市では、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（医療助成グループ） 電話：06-6208-7971

番号	9. ①
項目	<p>コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護申請数や決定数に関して、大きな増加傾向にないのは、生活困窮者自立支援制度における住宅確保給付金や各種貸付等の活用によるものと考えられますが、今後とも動向を注視していきます。</p> <p>扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするということではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請書が提出されれば、受理しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8014

番号	9. ②
項目	札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。 札幌市生活保護ポスター <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a>
	(回答) 大阪市においてはホームページへの掲載等により、生活保護制度について周知しております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8014

番号	9. ③
項目	<p>ケースワーカーについては、「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。</p> <p>職員の配置につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。</p> <p>ケースワーカーに対しては、新任向けの研修を始め、実践的な研修を行っており、人材育成に努めております。</p> <p>生活保護の相談があった場合は、申請の意思を確認し、申請意思が確認された方には、保護申請書を交付し、申請書が提出されれば、受理しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8011

番号	9. ④
項目	シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。
(回答)	ケースワーカーは、家庭訪問において被保護者の状況を理解し、信頼関係を築くよう努めております。
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8014

番号	9. ⑤
項目	<p>自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請要素を参加者全員にご配布ください。)</p>
<p>(回答)</p> <p>保護の相談や申請時に生活保護のしおりを活用し説明を行い、手渡しているところです。</p> <p>また、保護の申請については、申請の意思が確認できれば申請書を交付し、受理しているところです。</p> <p>なお、申請書の必要な方には受付面接担当員からお渡ししています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8014

番号	9. ⑥
項目	<p>国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>
<p>(回答)</p> <p><b>【医療証について】</b></p> <p>医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされており、被保護者の申請に基づき医療扶助が開始されます。</p> <p>ただし、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号。以下「改正法」という。）に基づき、令和5年度中に医療扶助にオンライン資格確認を導入し、被保護者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてオンライン資格確認により行うこととされています。</p> <p>なお、オンライン資格確認を行うに当たっては、被保護者がマイナンバーカードを保有し、オンライン資格確認を行うための登録を行うことが前提となることから、被保護者のマイナンバーカードの取得促進等に取り組んでいるところです。</p> <p><b>【健診受診について】</b></p> <p>40歳から64歳で、直近1年に生活習慣病やがんによって医療機関を受診した経歴がなく、かつ入院・入所していない受給者を対象に啓発チラシを活用して勧奨を行っています。また、65歳以上の受給者世帯には啓発チラシの配布を行い周知しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8022



番号	9. ⑥
項目	<p>国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、<u>生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること</u>。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>
<p>(下線部について回答)</p> <p>大阪市では、40 歳以上の生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく市町村業務として大阪市健康診査を実施しており、ホームページや広報紙を活用した制度周知などを行ってきたところです。なお、生活保護受給者であっても、社会保険に加入している方や入院中である方、また、お勤め先等で健康診断を受診できる方等につきましては、大阪市健康診査の対象外となるため、まず、受診の申込をしていただき、資格確認を行ったうえで、受診券や個人票を発送することとしています。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康づくり課 電話：06-6208-9943

番号	9. ⑦
項目	警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
<p>(回答)</p> <p>生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を生かして窓口の安全管理の確保等に努めています。調査を行う場合、ケースワーカーや担当係長の指示に基づき補助的な役割を担っています。</p> <p>現在、「適正化」ホットラインなどの実施予定はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8011

番号	9. ⑧
項目	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8011

番号	9. ⑨
項目	住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。
	<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>また、国により定められた保護の基準の範囲内において、必要と認められる額を支給額として決定しています。</p> <p>なお、特別基準は、個々の世帯や地域の住宅事情を勘案して適用しています。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8011

番号	9. ⑩
項目	医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。
<p>(回答)</p> <p><b>【医療費の一部負担について】</b></p> <p>医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、生活保護制度の改正にかかり、国に求めてきた要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保証できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。</p> <p><b>【ジェネリック医薬品について】</b></p> <p>ジェネリック医薬品については、平成 30 年 10 月 1 日施行の生活保護法の一部改正により、生活保護において「医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができる」と認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする」とされたところです。本市としましても、法に基づき実施してまいります。</p> <p><b>【調剤薬局の限定について】</b></p> <p>継続通院が必要な方であれば、希望、通院先、居住地などを参考としたうえで1か所の調剤薬局を選定していただき、毎月、事前に調剤券を発送しているところですが、複数薬局の利用制限をしているわけではありません。</p> <p>ただし、薬局を1か所に集約することで重複処方の改善や併用禁忌薬の服用の危険性がなくなり、またはかかりつけ薬局をもつことで処方薬の相談をしやすくなる利点などから、可能な限り1か所に集約していただくようお願いしているところです。</p> <p><b>【国保加入について】</b></p> <p>生活保護利用者の国民健康保険への加入については、国の動向を注視してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8022

番号	9. ⑪
項目	国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。
<p>(回答)</p> <p>大学や専門学校等に就学している者については実施要領に基づき、その個人を世帯から分離して取り扱うこととなります。</p> <p>生活保護法による保護の実施要領等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話： 06-6208-8012